

## つくば市キャラクター着ぐるみ貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市キャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この要項で言うつくば市キャラクターとは、つくば市イメージキャラクターフクン船長を指す。

(貸出対象等)

第2条 着ぐるみの貸出しをする事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催、共催、後援、又は協力する事業
- (2) 市のPR又はイメージアップに資する事業
- (3) 筑波研究学園都市のPR又はイメージアップに資する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、市長は着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 市の信用、品位、イメージ等を損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の宣伝に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 使用者の個人的な行事等で使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種が使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた使用をするとき又は使用するおそれがあるとき。

(申し込み)

第3条 着ぐるみを借り受けようとする者は「つくば市キャラクター着ぐるみ借用申込書（様式第1号）」に使用する用途がわかる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

(貸出の承認等)

第4条 市長は、前条の申し込みがあったときは、内容を審議し、貸出しの可否を決定する。

- 2 市長は、貸出しを承認するときは、「つくば市キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）」により、当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、貸出しを承認しないときは、「つくば市キャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）」により、当該申込者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、着ぐるみを使用する期間又はそれに前後の日を含めた期間とし、7日を限度とする。ただし、使用する事業の内容、期間などにより特に必要と認められるときは、この限りではない。

(経費負担)

第6条 着ぐるみは、無償で貸し出すものとする。

(受取り及び返却)

第7条 着ぐるみの受取り及び返却については、借受者が市庁舎に来庁して行わなければならない。

2 借受者は、前項の場合において、「つくば市キャラクター着ぐるみ受取兼返却届(様式第4号)」及び返却時には活動状況を写した写真データ等を提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 借受者は、着ぐるみの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 雨天、荒天時は屋外で使用しないこと。
- (4) 着用者には、必ず補助者を1人以上つけること。
- (5) 着用者の健康管理を十分に行うこと。
- (6) 1回の着用時間は30分を限度とすること。
- (7) 着用者は、緊急の場合を除いて、観衆の前で発声をしないこと。
- (8) 着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (9) 火気及び水辺の付近で使用しないこと。
- (10) 改造等をしないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第9条 市長は、借受者が虚偽の申し込みをしたとき又はこの要項に違反したときは「つくば市キャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第5号)」により承認を取り消すとともに、着ぐるみの返還を命じるものとし、借受者は速やかにこれに応じなければならない。

2 市長は、前項の通知を受けた借受者に対しては以後の貸出しを承認しない。

3 前各項の場合において、借受者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 借受者は、着ぐるみ等貸出物品を紛失、損傷又は汚損させたときには、

「つくば市キャラクター着ぐるみ損傷（紛失）等届（様式第6号）」により、市長へ報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 借受者の責めに帰すべき理由により、着ぐるみ等貸出物品を紛失、損傷又は汚損させたときには、当該借受者の責任と負担においてこれを実費弁償又は原状回復しなければならない。

（損害等の責任）

- 第11条 着ぐるみの使用により借受者が被った被害、借受者が第三者に与えた損害その他着ぐるみ使用中に発生した事故等については、借受者の責任において処理するものとし、市は関与しないものとする。

（補則）

- 第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月28日から施行する。